

【事案の概要】

兵庫県上郡町でゴルフ場を所有する原告が、被告である上郡町に対して、平成 21 年度の固定資産税額を算出するための固定資産評価基準の適用方法について、明らかな誤りがあったにもかかわらずこれを修正しなかったことから、平成 22 年度及び平成 23 年度においても本来の固定資産税額を超える額の納税を行ったとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づき損害賠償金の支払いを求めた事案。

判決では、被告は職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさず漫然と課税処分を行ったものということができ、かかる被告町長らの行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であるとの評価を免れないとして、原告の請求を一部認容した事例

【ゴルフ場等用地の評価方法】

固定資産税評価基準によると、ゴルフ場等用地の評価方法は以下の通りである。

- (1) ゴルフ場等を開設するに当たり要した当該ゴルフ場等用地の取得価額に、当該ゴルフ場等用地の造成費を加算した価額を基準とし、当該ゴルフ場等の位置、利用状況等を考慮して、その価額を求める。
- (2) 上記の取得価額及び上記の通常必要造成費は、当該ゴルフ場等用地の取得後若しくは造成後において価格事情に変動があるとき、又はその取得価額若しくは造成費が不明のときには、附近の土地の価額又は最近における造成費から評定した価額によるものとする。

【原告の主張】

被告は、本件ゴルフ場の評価において、上記評価方法 (1) による本件ゴルフ場開設当初の取得価額及び造成費を宅地変動率と物価変動率を用いて修正して過年度の評価を行っており、平成 21 年度評価替えでもその従前評価をそのまま使用しているが、平成 24 年度評価替えにおいては、固定資産評価基準における「価格事情に変動があるとき」に該当するとして、上記評価方法 (2) により算出している。バブル崩壊後、ゴルフ場の価格の著しい崩壊は顕著な事実であり、また被告も認めているとおり平成 21 年度から平成 24 年度の間には、特別な事情の変化は全く見当たらないのであるから、この事情からすれば、遅くとも平成 21 年度評価替えの時点で本件ゴルフ場が固定資産評価基準における「価格事情に変動があるとき」に当たることは明らかである。これにより、ゴルフ場用地等に関する評価基準に従えば、被告は、平成 21 年度評価替えの時点において、評価方法 (1) の開設当初の取得価額及び造成費から求める方法ではなく、上記 (2) による方法に修正すべき職務上の注意義務を負っていたというべきである。被告は職務上の注意義務を尽くさず、漫然と本件課税処分を敢行したものであって、国家賠償法上「違法」であるとの評価を免れない。

【被告の主張】

被告町長は、平成 21 年度の評価替え当時において、地価が急落したような事情がなく、土地の使用方法も変化がなかったため、固定資産評価基準における「価格事情に変動があるとき」には該当しないものと判断したものであり、評価基準に違反した事実はない。原告は、被告が平成 24 年度の評価額を「価格事情に変動があるとき」として評価方法 (2) により算出したこと、及び平成 21 年から平成 24 年の間に特別の事情の変化がなかったことをもって、平成 21 年度の評価替えの時点においても「価格事情に変動があるとき」であったと主張するが、周辺の土地の価額は下落しておらず、本来であれば従前通り評価方法 (1) により価額を算出すべきであったが、周辺のゴルフ場からの見直し要請もあったため、平成 24 年度の評価替えにおいては、評価方法 (2) に準じる所定の事情があるものとして、鑑定評価を実施したものであるに過ぎず、原告の上記主張は、被告の上記取扱いを逆手にとるものであって不当である。また上郡町固定資産評価審査委員会において平成 24 年 1 月 1 日時点の本件ゴルフ場の鑑定を依頼したところ、当該鑑定評価額は平成 24 年度の固定資産評価額を上回っており、本件課税処分は違法ではない。

【裁判所の判断】

課税団体の長である被告町長及びその担当職員は、固定資産評価基準を適正に解釈したうえで当該固定資産の価格等を決定すべきであり、その解釈に従って実地調査や納税者に対する質問を行うなど、課税実務に携わる者として通常要求される程度の調査を尽くし、当該固定資産の評価を行うべき職務上の注意義務を負っているというべきである。

本件ゴルフ場の評価においても、これに関する評価基準の「価格事情に変動があったこと」について適正に解釈したうえで、実態調査、不動産鑑定士の意見等の資料の収集、原告である納税者に対する質問の実施等、課税実務に携わる者として通常要求される程度の注意を払って、公正な評価に務めるべき職務上の注意義務を負っていたというべきであるが、被告の回答及び弁論の全趣旨によれば、被告は平成 6 年度から同 17 年度までの間、本件各雑種地の「価格変動」の有無について実態調査を全く行わなかったばかりか、「造成費」については地域の実情を把握せぬまま平成 6 年以前に算定した価格を漫然と踏襲して平成 21 年評価替えを行っており、地域の実情に配慮した評価替えを行ったとは到底いえない。

以上により、被告は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさず漫然と本件課税処分を行ったことができ、被告町長らの行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上「違法」であるとの評価を免れない。